

5 各種研修の対象者

(1) 相談支援従事者研修

- ① 相談支援従事者初任者研修
 - 相談支援事業に従事しようとする者
 - サービス管理責任者等として従事しようとする者（講義のみ受講）
- ② 相談支援従事者現任研修
 - 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者
- ③ 相談支援従事者専門コース別研修
 - 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

(2) サービス管理責任者等研修

- ① サービス管理責任者等研修
 - ・指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者
 - ・指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者
- ② サービス管理責任者等スキルアップ研修
 - ・指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しており、一定の経験を有する者
 - ・指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しており、一定の経験を有する者

(3) 障害福祉サービス等従事者基礎研修

- ① 事業者研修（法人代表、役員等）
 - ・新規で指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所等の指定を受けた者
 - ・新規で指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所等の指定を受けた者
 - ・その他受講を希望する者
- ② 新任従事者研修（支援員等）
 - ・障害福祉サービス等に初めて従事する者
 - ・その他受講を希望する者

(4) 熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修

- ① 共通研修
主に施設・事業所の管理者、サービス管理責任者等
- ② 管理者研修
施設・事業所の管理者、施設長等
- ③ サービス管理責任者研修
施設・事業所のサービス管理責任者、サービス提供責任者、
児童発達管理責任者 等
- ④ 初任者研修
入職2年以内の職員

(5) 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

- ・指定障害福祉サービス事業者
- ・指定障害者支援施設職員
- ・指定相談支援事業所職員 等

(6) 工賃向上計画支援研修

- ・就労継続支援B型事業所の職員
- ・工賃向上計画を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組んでいる就労継続支援A型事業所の職員

(7) 就労継続支援A型事業所運営支援研修

- ・主に就労継続支援A型事業所の管理者、サービス管理責任者。

(8) 同行援護従業者養成研修

- ① 一般課程
障害福祉サービス事業所等において、視覚障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者とする。
- ② 応用課程
一般課程を修了した者

(9) 行動援護従業者養成研修

- ・障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

(10) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

① 基礎研修

- ・原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

② 実践研修

- ・基礎研修を終了している者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者

(11) 重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）

- ・障害福祉サービス事業所等において、重度障がい者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事しようとする者

(12) 喀痰吸引等研修

- ・介護福祉士、障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等（医療機関を除く。）で福祉サービスに従事している介護職員、保育士等特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある者またはその予定のある者

(13) 熊本県精神障がい者地域移行支援研修会

- ・精神科病院・相談支援事業所の職員
- ・行政関係者（市町村、保健所等）

(14) ファシリテータ養成研修（基礎編）

- ・県が主催する相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修においてグループファシリテータ等として従事する予定の者。